

仕 様 書

被留置者等に支給する食事（以下「給食」という。）は、原則として、下記に定める仕様によることとするが、仕様書により難しい場合又は仕様書に定めのない場合は、発注者と協議するものとする。

1 基本的留意事項

- (1) 被留置者等に対する1日の給食は、主食（米飯、パン、めん類）及び副食（主食のおかず）で構成することを基本とし、一日2,300キロカロリーを目安として、健康及び体力を維持する上で必要な栄養価を備えたものとする。
- (2) 発注者から給食内容、形態について要望があった場合は、双方協議の上、適切に対応すること。
また、被留置者等の疾病その他特別の理由があり食事を摂ることができない者に対しては、必要に応じ、かゆ食その他適当な特別食を支給することができる。
- (3) 給食を小樽警察署庁舎以外で支給する必要があるときは、その必要数について携行食として対応できること。
- (4) 生鮮食料品の使用等、衛生管理に配慮すること。

2 納入期限

原則として、下記指定時刻までに納入場所への搬入に努めること。

なお、この対応が困難である場合は、発注者と協議の上、変更することができるものとする。

- (1) 朝食 6時00分
- (2) 昼食 11時00分
- (3) 夕食 16時30分

3 給食の内容

- (1) 納入する給食の中身は、原則として、統一すること。
- (2) 給食の中身に、串、つまようじ、ビニール、貝殻等の危険物は使用しないこと。
- (3) 給食の中身又は容器に、紙等の異物を混入させないこと。
- (4) 給食に、高温の液体が入っためん類、生鮮食料品で衛生上支障のあるもの及び小樽警察署庁舎内で調製しなければならないものを含めないこと。
- (5) 夏季時・高温多湿の気象時には、腐敗しづらい食材の使用や、配達時の保冷剤の使用に配慮すること。

4 納入条件

納入にあたっては、原則として、下記の条件に応じられるものとする。

- (1) 食数の変更にも応じられること。
- (2) 納入物に係る調味料（醤油、ソース等）を提供できること。

5 秘密の保持

受注者（事業所で雇用された者を含む）は給食の納入に関し、知り得た留置施設及び被留置者に関する情報を第三者に漏らさないこと。